

総合口座および流動性預金関連規定集

1. さんぎん総合口座取引規定
2. 普通預金規定
3. 貯蓄預金規定
4. 納税準備預金規定
5. 定期預金規定集
6. さんぎん総合口座取引追加規定
7. 無利息型普通預金（決済用預金）特約
8. 盗難通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てん並びに本人確認の取扱に関する特約

いつもさんぎんをご利用いただきましてありがとうございます。
お預入れいただきましたご預金等は、その種類等に応じ、本規定集に記載された規定が適用されますのでご覧ください。

キラリと光るあなたの銀行



目 次

さんぎん総合口座取引規定	1
普通預金規定	7
貯蓄預金規定	11
納税準備預金規定	15
定期預金共通規定	19
期日指定定期預金規定	24
ドレミファ定期預金規定	25
自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）	26
自由金利型定期預金規定（大口定期預金規定）	30
変動金利定期預金規定	32
さんぎん総合口座取引追加規定	35
無利息型普通預金（決済用預金）特約	36
盗難通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の 補てん並びに本人確認の取扱に関する特約	37

さんぎん総合口座取引規定

1. (さんぎん総合口座取引)

(1) 次の各取引は、さんぎん総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

①普通預金

②ドレミファ定期預金、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）

③前記②の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 前記(1)の①および②の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

(2) ドレミファ定期預金、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とします。

なお、ドレミファ定期預金、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは当店および当行国内本支店で取扱います。また、ドレミファ定期預金、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）の預入れは、当行の定期預金取扱い表示のある現金自動預入払出機でも取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、ドレミファ定期預金、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限にそれぞれドレミファ定期預金、期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前記(1)と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、ドレミファ定期預金、期日指定定期預金については、通帳記載の最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。

(2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。

(3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当

座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前記(1)による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、次の金額とします。
この取引の定期預金の合計額の90%または500万円のうちいずれか少ない金額とし、1,000円未満の金額は切捨て計算します。
- (3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記8の(1)の①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、後記(2)の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
この取引の定期預金には、その合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記8の(1)の①の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続したときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) ①貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前記6の(2)により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前記(1)および(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。
②前記①の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日、1年を365日として日割計算のうち普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利息は、次のとおりとします。
A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率

B. 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

D. 変動金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

②前記①の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金残高が零となった場合は、前記①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

9.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出が遅れていたこと、または行われなかったことに起因して生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

10.（印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

11.（即時支払）

(1) 次の①から④の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。

①支払いの停止または破産、民事再生手続開始等の申立があったとき

②相続の開始があったとき

③前記8の(1)の②により極度額をこえたまま6か月を経過したとき

④住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れている場合
- ② 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ③ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- ⑤ その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合

12. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が後記14の(1)に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預

金口座を解約できるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前記(2)または(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、または、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(5) 前記(2)または(3)に基づき、普通預金取引が停止された場合は、当行は貸越を停止するものとします。

(6) 前記11の(1)または(2)の事由があるときは、当行はいつでも貸越を停止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

13. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。

①この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知及び所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

②前記①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2) 前記(1)によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

14. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、

- 質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が前記7の(1)により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。また、普通預金も同様に相殺することができるものとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金を充當することとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順次方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① 定期預金、普通預金の利息については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

以上

普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要のあるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の符号欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前記(2)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは当行所定の手続をしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について、付利単位を1円として毎年2月と8月の当行所定の日店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融

情勢に応じて変更します。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出が遅れていたこと、または行われなかったことに起因して生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

9. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記11の(3)の①、②のAからFおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記11の(3)の①、②のAからFまたは③のAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。ただし、当店以外で解約する場合は、当行所定の条件を満たす場合に限ります。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前記9の(1)に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前記(2)または(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、または、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当

該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順次方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要のあるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の符号欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前記(2)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金等の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として毎年2月と8月の当行所定の日に

店頭に表示する毎日の金額階層別貯蓄預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出が遅れていたこと、または行われなかったことに起因して生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記12の(3)の①、②のAからFおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記12の(3)の①、②のAからFまたは③のAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。ただし、当店以外で解約する場合は、当行所定の条件を満たす場合に限ります。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前記10の(1)に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認めら

れる場合

(3) 前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前記(2)または(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、または、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直

ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順次方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (通帳)

(1) この預金については、貯蓄預金通帳または貯蓄総合口座通帳を発行することができます。

(2) 貯蓄総合口座通帳を発行する場合には、普通預金届出印章を、この預金の届出印章として取扱います。

以上

納税準備預金規定

1. (預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、当店のほか、当行国内本支店のどこの店舗でもいつでも預入れができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の符号欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前記(2)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができません。ただし、災害その他の事由で、当行がやむをえないと認めるときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡します

ので、それにより納付してください。

- (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および後記12の(2)または(3)の規定によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。
- (3) 前記(1)、(2)の利率は金融情勢に応じて変更します。
- (4) この利息には前記(2)の場合を除き所得税はかかりません。

7. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」といいます。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ①納税貯蓄組合預金は前記5の(1)にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ②租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、前記6の(2)と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合は、所得税はかかりません。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出が遅れていたこと、または行われなかったことに起因して生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記12の(3)の①、②のAからFおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記12の(3)の①、②のAからFまたは③のAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前記10の(1)に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前記(2)または(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、または、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順次方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

定期預金共通規定

「定期預金証書」「定期預金通帳」（以下、「証書」「通帳」といいます。）は、下記の規定により取扱います。

1.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、あるいはこの証書と引換えに、当店で返却します。

2.（届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等）

- (1) この通帳（証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出が遅れていたこと、または行われなかったことに起因して生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。
- (2) この通帳（証書）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳（証書）の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

3.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

4.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

5.（預金の預入れ金額の制限）

この預金の預入れ金額は当行所定の金額以上とします。通帳により預入れる場合は、必ず通帳を持参してください。また、一口の期日指定定期預金またはドレミファ定期預金の預入れは、当行所定の金額内とします。

6.（自動継続）

- (1) 自動継続扱いの預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一期間の同一種類の定期預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金またはドレミファ定期預金の場合は、通帳（証書）記載の最長預入期限に自動的に継続します。ただし、継続後の期日指定定期預金またはドレミファ定期預金の元金が当行所定の金額以上となる場合は、この取扱いはいたしません。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。なお、変動金利定期預金については、別途定める変動金利定期預金規定によります。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。期日指定定期預金またはドレミファ定期預金の場合は、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

7.（預金の支払時期等）

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動継続扱いの定期預金は継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。なお、期日指定定期預金またはドレミファ定期預金は、次によります。

(1) 期日指定定期預金

① 期日指定定期預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。

イ. 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（継続したときはその継続日の1年後の応当日）から通帳（証書）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

ロ. 満期日の指定がないときは、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とします。自動継続扱いで、継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（後記②により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

② 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から、1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。自動継続扱いの場合は同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。

③ 自動継続扱いで、継続停止の申出のない場合は、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前記②により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

(2) ドレミファ定期預金

① ドレミファ定期預金は、この預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続したときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日利息とともに支払います。

② 前記①による預金（一部支払いをしたときはその支払後の預金残金。以下同じとします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から通帳（証書）記載の最長預入期

限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の元金金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。なお、自動継続扱いの場合でこの預金の一部支払いをしたときは、その残りの金額について引続き自動継続の取扱いをします。

8. (預金の解約、書替継続)

この預金の全部または一部を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。

なお、当店以外での解約は、当行所定の条件を満たす場合に限りです。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めが

あるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記11の(3)の①、②のAからFおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記11の(3)の①、②のAからFまたは③のAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (預金口座の解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳(証書)を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。ただし、当店以外で解約する場合は、当行所定の条件を満たす場合に限りです。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前記4の(1)に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前記(2)または(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、または、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳(証書)を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

以上

期日指定定期預金規定

1. (利息)

(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 1年以上2年未満 通帳（証書）記載の「2年未満」の利率

② 2年以上 通帳（証書）記載の「2年以上」の利率

（以下「2年以上利率」といいます。）

(2) 自動継続扱いの場合は、継続後の預金の利息についても前記(1)と同様の方法で計算します。

(3) 自動継続扱いで継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れます。

(4) 自動継続扱いで指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(5) この預金の満期日以後の利息（自動継続扱いの場合の継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(6) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定11の(2)または(3)により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

① 預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

B 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

C 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

D 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

E 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

ドレミファ定期預金規定

1. (利息)

(1) この預金の利息は、解約時（一部支払いするときは一部支払い時）に預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限、一部支払いするときは一部支払い日）の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いするときは一部支払い時）に預入日（継続した場合はその継続日。以下同じとします。）から最長預入期限（解約するときは解約日、一部支払いするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については継続日における店頭表示の利率）によって6か月複利の方法で計算します。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ① 6か月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率 |
| ② 1年以上2年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率 |
| ③ 2年以上3年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率 |
| ④ 3年以上4年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率 |
| ⑤ 4年以上5年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率 |
| ⑥ 5年 | 預入日における店頭表示のこの預金の「5年」利率 |

(2) 自動継続扱いの場合は、継続後の預金についても前記(1)と同様の方法によります。

(3) 自動継続扱いで継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れます。

(4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

なお、継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。

(5) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(6) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および、定期預金共通規定11の(2)または(3)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）

1.（利息計算方法）

この預金の利息計算は、あらかじめご指定いただいた次の方法のいずれかにより行います。

- (1) 預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については、定期預金共通規定6の(2)の利率。以下「約定利率」といいます。）によって単利計算する方法（以下「単利型」といいます。）
- (2) 約定日数および約定利率によって複利計算する方法（以下「複利型」といいます。）

2.（利息：単利型）

- (1) 単利型のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって単利計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金については次により中間利払を行います。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳、証書記載の「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

- (2) 単利型のこの預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 中間払利息を預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

中間利息定期預金は、満期日以後にその元金を満期払利息とともに合計してこの

預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、満期日にその元利金を指定口座に入金するか、満期払利息とともに合計して自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

C 満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日にその元利金を指定口座に入金するか、満期日にその元利金を満期払利息とともに合計して自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④利息を指定口座に入金せず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章によって記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

(3)継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4)当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定11の(2)または(3)により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、次のとおり支払います。

①預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

A 6か月以上1年未満

預入日における店頭表示のこの預金の6か月もの利率×70%

B 1年以上2年未満

預入日における店頭表示のこの預金の1年もの利率×70%

C 2年以上3年未満

預入日における店頭表示のこの預金の2年もの利率×70%

D 3年以上4年未満

預入日における店頭表示のこの預金の3年もの利率×70%

E 4年以上5年未満

預入日における店頭表示のこの預金の4年もの利率×70%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (利息：複利型)

(1) 複利型のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金せず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息(自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。)は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定11の(2)または(3)により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

① 預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じとします。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月以上1年未満

預入日における店頭表示のこの預金の6か月もの利率×70%

B 1年以上2年未満

預入日における店頭表示のこの預金の1年もの利率×70%

C 2年以上3年未満

預入日における店頭表示のこの預金の2年もの利率×70%

D 3年以上4年未満

預入日における店頭表示のこの預金の3年もの利率×70%

E 4年以上5年未満

預入日における店頭表示のこの預金の4年もの利率×70%

- F 5年以上6年未満
預入日における店頭表示のこの預金の5年もの利率×70%
- G 6年以上7年未満
預入日における店頭表示のこの預金の6年もの利率×70%
- H 7年以上8年未満
預入日における店頭表示のこの預金の7年もの利率×70%
- I 8年以上9年未満
預入日における店頭表示のこの預金の8年もの利率×70%
- J 9年以上10年未満
預入日における店頭表示のこの預金の9年もの利率×70%

(4) 当行がやむをえないものと認めて、この預金を預入日の1年後の応当日以降に、1万円以上1万円単位の金額で満期前に一部解約する場合には、解約する部分についての利息は前記(3)に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。

ただし、この預金の預入日現在における利率において金額階層区分を設けている場合で、この預金の一部解約後の残余の預金元金金額が当該金額階層区分を下回るときは、一部解約できません。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行を行わないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳(証書)とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。

以上

自由金利型定期預金規定（大口定期預金規定）

1.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金の利率については定期預金共通規定6の(2)の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合、この預金については次により中間利払を行います。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の「継続時における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

ただし、利息分割受取型の場合は、預入日（継続したときはその継続日）からあらかじめ指定された利払サイクルごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の利率と同一とします。）によって計算した中間利払額を利息の一部として各中間利払日に支払います。なお最終回の中間利払日は、「満期日（継続したときはその満期日）から利払サイクルの期間を遡った応当日」以前の日とします。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ③ 利息を指定口座に入金せず、現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息（自動継続扱いで継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定11の(2)または(3)により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、B、およびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

変動金利定期預金規定

1. (自動継続後の利率)

この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(当行所定の預入金額以上の場合は「自由金利型定期預金」、以下同じとします。)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続したときはその継続日。以下同じとします。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息計算方法)

(1)この預金は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に中間利払額を利息の一部として支払う方法(以下「単利型」といいます。)および6か月複利の方法(以下「複利型」といいます。)があります。

(2)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (利息：単利型)

(1)単利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および当行所定の中間利払利率(前記2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および当行所定の利率算定方式により定めた利率(前記2により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日

以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金します。

③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出してください。

(2)継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息（自動継続扱いで継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3)当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定11の(2)または(3)により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は次のとおり支払います。

①預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算した金額の合計額を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-----------|----------|
| a | 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| b | 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------|
| a | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| b | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| c | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| d | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| e | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

5.（利息：複利型）

(1)複利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および当行所定の利率算

定方式により定めた利率（前記2により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息（自動継続扱いで継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定11の(2)または(3)により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は次のとおり支払います。

① 預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

A	6か月以上1年未満	約定利率×40%
B	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
C	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
D	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
E	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

以上

さんぎん総合口座取引追加規定

1. 「総合口座定期預金・担保明細帳」(以下「明細帳」といいます。)には、さんぎん総合口座の定期預金担保明細を記載します。
2. さんぎん総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、さんぎん総合口座通帳のほか、明細帳を含むものとします。
3. さんぎん総合口座取引の定期預金を解約・書替継続するときは、明細帳を提出してください。また、普通預金口座を解約する場合には、さんぎん総合口座通帳のほか、明細帳も持参してください。

以上

無利息型普通預金（決済用預金）特約

1.（決済用預金の定義）

- (1) 決済用預金は、要求払いであること、決済サービスを提供できること、無利息であること、の3つを条件とし、預金保険制度による全額保護の対象となります。
- (2) 無利息型普通預金は、前記(1)の決済用預金に該当します。
- (3) 無利息型普通預金の取扱規定は普通預金規定が適用されます。ただし、利息の扱いは、決済用預金の要件を満たすために、後記2の扱いとなります。

2.（利息に係る扱い）

無利息型普通預金にはお利息がつきません。

以上

盗難通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てん並びに本人確認の取扱に関する特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、個人のお客様の預金取引に適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱を定めるものです。
 - ①盗取された通帳、証書（以下、「通帳等」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱
 - ②本人確認（預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱
- (3) この特約は、各種預金規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳等の盗取に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われた場合

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が前記(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3. (預金の払戻しにおける本人確認)

預金の払戻しにおいて、原契約に定めのある払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の掲示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以上